入札心得

１　はじめに

この入札心得は、横須賀市競争入札に参加する事業者（以下「入札参加者」という。）が、順守すべき事項等が記載されています。

入札参加者は、この入札心得の内容を十分理解して入札に参加してください。

２　入札公告、設計図書・仕様書その他施工業務内容を示す資料、契約規則及び契約約款について

入札参加者は、入札公告（指名競争入札にあっては、指名競争入札指名通知書。以下同じ。）、設計図書・仕様書その他施工業務内容を示す資料（以下「設計図書・仕様書等」という。）、契約規則及び契約約款(＊1)を確認し、当該入札案件の入札参加条件等を十分理解したうえ、入札に参加してください。

なお、設計図書・仕様書等は、一部を除いて入札公告内からダウンロードできますが、入札公告で指定した設計図書・仕様書等については、指定購入先から有償で購入することもできます。

３　入札案件に対する疑義について

入札案件に疑義があるときは、入札公告に記載されている質問方法及び質問書締切日時に従い、質問書（指定書式）を送付してください。

（１）電子入札システムで発注した案件は、電子入札システム上で質問書（指定書式）を送付してください。なお、ファクスでは受付できません。また、自社が質問した回答並びに質問締切後に公開される他社の質問及び回答の確認(＊2)についても、併せて電子入札システム上で行ってください。

（２）当該質問者に対する回答は、原則として、翌開庁日までに行います。

（３）質問がない事項に対して疑義が生じたときは、市の見解によるものとします。

（４）入札案件に対するすべての質問並びに回答（質問者が容易に推定できる質問又は設計図書・仕様書等に明確に記載してある事項に関する質問などは公開しない場合があります。）は、質問の期限後、速やかに当該入札公告サイトに公開しますので、確認後に入札書を送付してください。

（５）金額入り設計書を確認しなければ判明しない積算上の疑義については、入札心得16を参照してください。

４　入札参加条件等について

入札参加条件等については、次のとおり取扱います。

（１）「横須賀市競争入札参加有資格者として登録」

①電子入札システムで発注した案件は、入札参加申請日、入札書送付日及び開札日に登録があること。

②郵便入札で発注した案件は、入札参加申請書受理日及び開札日に登録があること。

（２）「指名停止期間中でないこと」

①入札参加申請期間中に指名停止期間が終了したときは、入札に参加することができます。

（３）「入札参加有資格者が入札までに入札参加条件を満たさなくなったとき」

①横須賀市指名停止等措置規則に基づく指名停止処分を受けたとき又はその他入札参加条件を満たさなくなったときは、入札に参加できません。

（４）「落札者が契約までに入札参加条件を満たさなかったとき」

①落札決定後であっても契約書に甲乙双方が押印するまでに入札参加条件を満たさなかったときは、契約を締結しません。

②契約締結日に横須賀市競争入札参加有資格者として登録されていないときは、契約できません。

（５）「国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した」

①入札参加条件において、契約実績を求めた場合における「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第 127号）の「第２条第１項」に定めるものをいいます。

（６）「契約実績」

①入札参加条件において、契約実績を求めた場合における契約実績とは、入札参加申請日時点で当該契約履行が完了しているものをいいます。従って、提出された書面に疑義がある場合を除き、完了したものとみなします。この条件を具備していない場合に契約実績として送付されたときは、虚偽申請として取扱うことになります。

（７）「この実績を証明するため、当該契約書及び設計図書（仕様書）等の写しを入札参加申請書提出期限内にファクスで送信すること」

①契約実績の承認（否認）は、原則として、契約実績の証明を送信した翌開庁日までに行います。入札参加申請書提出期限当日に送信した契約実績の証明を否認された場合は、別の契約実績の証明による再提出（送信）ができなくなる場合があります。再提出（送信）の可能性がある場合は、予め時間に余裕をもって契約実績の証明を提出（送信）するようにしてください。

５　予定価格について

（１）予定価格は、当該入札での上限価格となります。入札公告時に予定価格を公表する（事前公表）場合は、この上限価格を超えた金額で応札した入札書は無効となります。

（２）入札公告時に予定価格を公表しない（事後公表）場合は、開札時に予定価格を公表します。

６　最低制限価格について

（１）工事請負契約、業務委託契約その他請負契約の入札では、最低制限価格(＊３)を設定する場合があります。最低制限価格を下回る金額で応札した入札書は落札外となります。

（２）最低制限価格を設定する場合は、「固定額型最低制限価格方式」又は「平均額型最低制限価格方式」を入札公告で指定します。

「固定額型最低制限価格方式」とは、設計金額を基準として算出する方法で、最低制限価格は入札公告時に決定しています。

また、「平均額型最低制限価格方式」とは、一定割合の入札参加者の入札書に記載した金額(＊４)の平均額を基準として調整率を乗じて算出する方法で、最低制限価格は入札金額により変動します。

なお、最低制限価格の設定有無は、入札公告等で確認することができます。

（３）「平均額型最低制限価格方式」においては、開札により最低制限価格を決定します。

また、決定した最低制限価格は、公表後に入札の無効があった場合においても、変更しません。

７　入札保証金

入札に参加するときは、入札金額（単価による契約にあっては、予定数量に単価を乗じて得た額）の 100分の５以上の額を入札保証金として開札前に納付していただきます。

ただし、予め入札公告等でその必要がないと認めた場合は、この限りではありません。

８　入札書の提出

（１）入札参加者は、入札書を送付期限までに指定方法で提出しなければなりません。

（２）入札書の送付期限及び提出方法については、案件ごとに入札公告等でお知らせします。

（３）「３　入札案件に対する疑義について」に記載したとおり、入札案件に対するすべての質問並びに回答（質問者が容易に推定できる質問又は設計図書（仕様書）等に明確に記載してある事項に関する質問などは公開しない場合があります。）は、質問の期限後、速やかに当該入札公告サイトに公開しますので、確認後に入札書を送付してください。

公開前に送付された入札書は有効（入札書送付期限前であれば辞退可能）としますが、原則として、この行為を理由として入札を中止することはありません。

９　入札書に記載する金額

（１）契約金額は、入札公告等で特に指示がある場合を除いて、入札書に記載した金額の 100分の 110に相当する額（１円未満切捨）、となりますので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者にかかわらず、入札金額（契約希望金額）の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載してください。

ただし、契約内容に消費税及び地方消費税の非課税取引が含まれる場合等は、別途個別案件の入札公告等において入札書に記載する金額の提示方法を記載しますので、ご注意ください。

（２）工事請負契約及び業務委託契約（工事委託）の入札にあっては、質問回答等で特に指示がある場合を除いて、設計書の数量等に基づいて積算した金額を記載してください。

10　入札辞退について

入札辞退については、入札方式により取扱いが異なりますのでご注意ください。

なお、入札辞退を認められた者が、その辞退を理由として、以降の入札について不利益な取扱いを受けることはありません。

（１）電子入札システムで発注した案件は、電子入札システムにより辞退の届出をしてください。

辞退届は、入札書の送付後であっても、入札書送付期限までは行うことができますが、その後の辞退については、認めることができません。

（２）郵便入札で発注した案件は、ファクスにより辞退の届出をしてください。

辞退届は、入札書送付期限当日17時（入札書送付期限の時刻が17時よりも前の場合は、その時刻。）までにファクスで提出された場合に限り、辞退を認めます。

辞退届は指定書式又は任意書式により、次の記載項目が具備要件として必要となります。

①案件名　②辞退の意思表示　③提出年月日

④所在地、商号又は名称、代表(受任)者職氏名　⑤代表(受任)者印

11　公正な入札の確保

（１）入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはいけません。

（２）入札参加者は、入札に当たって、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札金額を定めなければいけません。

（３）入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して、入札金額を意図的に開示してはいけません。

12　入札の延期又は中止

次に掲げる事項に該当すると認めるときは、入札の延期又は中止することがあります。

（１）入札参加者がいないとき。

（２）入札公告又は設計図書・仕様書等に誤りがあったとき。

（３）談合等、不正行為の事実があるとき又はおそれがあるとき。

（４）天災その他やむを得ない理由によるとき。

（５）その他適正な入札の執行ができないおそれがあるとき。

13　談合情報等に対する対応

（１）入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行延期及び誓約書の徴収などを行うことがあります。

（２）入札に際して談合情報の提供があり、当該談合情報に信ぴょう性があると判断したときは、公正取引委員会等に通報するとともに、くじ引きにより入札参加者数を２人に減じて入札を執行又は入札を中止します。

（３）入札後、契約締結前又は仮契約中の間に談合の事実があったと判断したときは、当該入札を無効とします。

（４）契約締結後に談合の事実があったと認められたときは、契約者は、賠償金として契約金額の 100分の20に相当する額を支払わなければなりません。

なお、契約履行後に談合の事実があったと認められたときも同様です。

14　入札の無効

次に掲げる事項に該当するときは、入札を無効とします。

（１）法令及び契約規則（平成19年横須賀市規則第22号）に違反したとき。

（２）入札参加の資格がなくて入札したとき。

（３）入札書に記名押印のないとき（電子入札システムで発注した案件にあっては、記名押印に相当する電磁的記録の記録がないとき。）。

（４）同一入札に対し、２通以上の入札をしたとき。

（５）入札価格及び氏名その他入札に関する要件を確認し難いとき。

（６）他の入札者の代理を兼ね、又は２人以上の代理をしたとき。

（７）入札書及び契約規則第６条第１項に規定する入札公告において指定する添付文書等（次号において「入札書等」という。）に入札者以外の記名又は情報の記載があったとき。

（８）同一入札において、前号において無効とされた入札書等と同一性が認められる入札書等を提出したとき。

（９）入札執行前に予定価格を公表した場合において、当該予定価格を超える金額で入札したとき。

（10）予定価格の 100分の10以下の金額で入札したとき。

（11）前２号のほか、市長が定める入札条件に違反したとき。

15　入札の立会い

（１）電子入札システムで発注した案件については、立会いは任意とします。

立会いを希望する場合は、開札時間の５分前までに契約課にお越しいただき、必ず職員に立会いを希望する旨を申出てください。

（２）郵便入札で発注した案件については、原則として、代表立会人として入札参加者の中から１者に立会いをお願いします。他の入札参加者の立会いは自由とします。

代表立会人は、参加申請の順番が「参加事業者÷２（少数点以下切上）」に該当する方とします。都合により来庁できない場合は、該当する順番に近い参加者の方にお願いします。

（例）参加事業者数が25者のとき

25÷２＝12.5　よって、申込みの順番が13番目の者。

ただし、都合により来庁できない場合は、12番目、14番目、11番目…の順番にお願いします。

16　設計書に係る積算疑義が判明した場合の取扱い

金額入り設計書を確認しなければ判明しない積算上の疑義については、「工事請負契約の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱要綱(＊５)」に基づき行います。

17　落札者の決定

（１）落札者の決定に審査が必要なときは、開札後に決定せず、入札審査を保留した後に決定することがあります。

なお、工事請負契約における開札は、落札候補者について次の①～②を確認したのち、所定の積算疑義申立て期間及び回答期間終了後、当日の開札分を一括して落札決定します。

①予定技術者届に記載された候補者について、既に施工中工事の技術者等又は営業所専任技術者との重複有無を確認します。なお、施行中工事とは、しゅん工届受理前までの工事をいいます。

②「経営規模等評価結果通知書　総合評定値通知書」の「その他の審査項目（社会性等）」において、次の３項目の「数値等」欄を確認し、社会保険等に加入義務がある事業者が加入していない場合には落札外となり、次番札の事業者が落札候補者となります。

・「雇用保険加入の有無」の「数値等」欄
・「健康保険加入の有無」の「数値等」欄
・「厚生年金保険加入の有無」の「数値等」欄

（２）入札審査の結果、落札候補者が必要な要件を満たしていないとき（予定技術者届に記載された候補者について、既に施工中工事の技術者等又は営業所専任技術者との重複有無等）は落札外となり、次番札の事業者が落札候補者となります。

（３）工事請負契約における開札は、落札候補者が落札者となることを前提に順次開札を行い、落札候補者に対して入札審査に必要な書類の提出を求める連絡をします。

ただし、落札候補者が落札外となったとき、他の工事の落札候補者となり、この工事において、開札時に連絡した落札候補者が次番札となることがあります。

（例）Ａ社（主任技術者の重複配置の特例に該当しない者）が入札金額 3,500万円以上の土木一式工事（Ｅ工事）と入札金額 3,500万円未満の土木一式工事（Ｆ工事）両方の落札候補者となったが、予定技術者（主任技術者）が１名しか記載されていなかったため、Ｆ工事の落札候補者は次番札のＢ社（Ａ社が技術者配置要件を満たさないため）となる。その後、Ａ社から提出された営業所専任技術者を確認したところ予定技術者と重複したためＥ工事については落札外となるが、Ｆ工事入札金額は 3,500万円未満であったため、営業所専任技術者と重複しても配置要件を満たしているため、再度Ａ社が当初の落札候補であった工事（Ｆ工事）の落札候補者となることから、Ｂ社は落札候補者の連絡があっても次番札のままとなり、落札とはならない。）

（４）同日の開札において、複数の入札案件について落札候補者となり、予定技術者等の条件により、そのすべてを落札できないときは、予定価格が高額の案件から順に落札候補者とします。
　なお、予定価格が同額のときは、次の順に落札候補者とします。
①入札金額が高い順
②入札公告「公告契約第○○○○号」と記載された下３桁の低い順
（５）落札候補者となり、予定技術者届に記載された候補者が既に施工中工事の技術者等と重複することが判明したとき、「現場代理人及び主任技術者重複配置届」の提出により重複可能と判断した案件については、落札決定とします。

18　入札結果のお知らせ

入札結果については、ホームページ（入札情報ﾎﾟｰﾀﾙｻｲﾄ：発注掲示板）でお知らせします。

入札審査保留中は、入札結果速報には「技術者確認のため」等の理由を付し、入札審査保留中と表示されます。入札結果詳細画面（参加事業者一覧等）では落札候補者に「落札」の表示が記載されていますが、入札審査保留中はあくまで落札候補者となりますので「落札」を「落札候補者」と読み替えます。

なお、落札決定後、落札者に電話等でその結果について通知します。

19　くじによる落札(候補)者の決定(＊6)

落札となるべき価格の入札をした事業者が２者以上いるときは、ホームページ上で公表したくじによる決定方法により、原則として、開札日当日に落札候補者を決定します。なお、くじは辞退することができません。

また、くじ棒方式で行う場合は、都合により開札日当日に来庁できない事業者（代表立会人）又はくじ引きに応じない事業者があるときは、入札事務に関係ない市職員が代理でくじ引きを行いますが、その結果に対して、異議の申立てはできません。

20　契約保証金

（１）次に掲げる事項に該当する契約については、（２）に該当する契約を除き、契約保証金の納付を免除します。
①競争入札参加有資格者登録、更新又は契約時において、過去２年間に国又は地方公共団体等との契約履行実績がある事業者との契約
②契約金額 500万円以下の契約
③単価による契約
④賃貸借契約又はリース契約
⑤長期継続契約に係る委託において、２年度目以降に相当する契約
（２）設計図書・仕様書等で契約保証金の納付が「要」とある契約の契約保証金は、免除となりません。
　なお、契約保証金の納付が「不要」とある場合であっても、（１）の①②③に該当しない者とする契約は、契約保証金の納付が必要となります。
（３）入札参加者は、契約保証金の納付に代えて担保を提供することができます。
　契約保証金の納付に代わる担保とその価値は、次のとおりです。
①国債又は地方債　額面金額の 100分の80
②金融機関の保証　その保証する金額

③公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第 184号）第２条第４項に規定する保証事業会社の保証　その保証する金額

（４）落札者が、次に掲げる事項に該当し、それを証する書面として保証書等を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。

①契約者が保険会社との間に横須賀市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

②契約者から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第 165号）第 100条の３第２号の規定に基づく財務大臣が指定する金融機関に規定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

（５）落札者が、次に掲げる事項に該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがあります。

①法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。

②土地、建物及び物件売渡契約を締結する場合において、売却代金が即納されたとき。

21　契約書の提出

（１）落札者は、落札の通知を受けた日から10日以内に記名押印した契約書を市に提出しなければなりません。

ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合には、その期間を延長することができます。

（２）落札者が前項に規定する期間内に記名押印した契約書を市に提出しないときは、その契約を締結する意思がないものとみなします。

（３）入札保証金の納付を免除された者が、落札したにもかかわらず契約を締結しなかったときは、落札金額(＊7)（単価による契約にあっては、予定数量に単価を乗じて得た額）の 100分の５に相当する額を損害金として市に納付しなければなりません。

（４）契約書の作成を要しないときは、契約の履行に必要な要件を記載した請書その他これに準ずる書面を提出しなければなりません。

22　議会の議決を要する契約

議会の議決を要する契約では、仮契約書により仮契約を行います。仮契約した案件が議会で可決されたときは、仮契約書は、契約保証金その他の契約条件の適合をもって本契約書として作成されたものとみなします。

23　設計違算があったことが判明した場合の取扱い

入札公告後に設計違算があったことが判明した当該入札に係る手続き等については、「設計違算に関する事務取扱要綱(＊8)」に基づき行います。（「16　積算疑義が判明した場合の取扱い」該当案件を除く。）

24　指名停止業者の下請禁止

指名停止期間中の事業者は、下請負者になることができません。該当事業者は、ホームページ上で公表していますので確認してください。(＊9)

25　入札公告等と入札心得が不一致の場合の取扱い

　入札公告及び設計図書・仕様書等に入札心得の記載事項と一致しない表記があったときは、入札公告及び設計図書・仕様書等の表記を優先します。

26　設計書と図面等が不一致の場合の取扱い

　入札書送付後において、設計書に計上した数量等と図面に記載した数量等が一致しないことが判明した場合で、質問回答等で特に指示があるときを除いては、原則として、設計書に基づいて入札が行われたものとみなします。

　ただし、市がこの取扱いを適当ではないと判断したときは、この限りではありません。

27　目的物等の納入

　目的物等を納入する場合は、仕様書等で特に指定のない限り、新品を納入しなければなりません。

28　異議の申立て

　入札参加者は、入札後、この心得、設計図書・仕様書等及び現場等についての不明又は錯誤を理由に異議を申立てることはできません。

(＊1)契約約款

「横須賀市ホームページ」→「市政情報」→「入札・契約・検査」→
「入札の広場（契約課）」→「入札・契約情報（入札情報ﾎﾟｰﾀﾙｻｲﾄ）」→
「入札について（入札・契約制度）」→「入札心得・契約約款」→「契約約款」

(＊2)質問書の送付及び回答確認

「入札・契約情報（入札情報ﾎﾟｰﾀﾙｻｲﾄ）」→「入札について（電子入札ｼｽﾃﾑ関連情報）」→
「電子入札システムマニュアルガイド」→「質問書送付マニュアル」

(＊3)最低制限価格算定方法

「入札・契約情報（入札情報ﾎﾟｰﾀﾙｻｲﾄ）」→「入札について（入札・契約制度）」→
「入札制度関連情報」→「固定額型最低制限価格の算定方法」又は
「平均額型最低制限価格の算定方法」

(＊4)入札書に記載した金額

電子入札システム等では、「入札書に記載した金額」を「入札金額」として表示していますが、正しい「入札金額」とは入札書に記載した金額の「100分の110に相当する金額」となります。

(＊5)工事請負契約の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱要綱

「入札・契約情報（入札情報ﾎﾟｰﾀﾙｻｲﾄ）」→「入札について（工事関係）→
「積算疑義申立て手続」→「工事請負契約の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱要綱」

(＊6)くじによる落札(候補)者の決定方法

「入札・契約情報（入札情報ﾎﾟｰﾀﾙｻｲﾄ）」→「入札について（入札・契約制度）」→
「入札制度関連情報」→「くじによる落札者の決定方法」

(＊7)落札金額

電子入札システム等では、「落札札(ふだ)となった入札書に記載した金額」を「落札金額」として表示していますが、正しい「落札金額」とは落札札となった入札書に記載した金額の「100分の110に相当する金額」となります。

（＊8）設計違算に関する事務取扱要綱
「入札・契約情報（入札情報ﾎﾟｰﾀﾙｻｲﾄ）」→「入札について（入札・契約制度）」→
「設計違算の取扱い」
（＊9）指名停止業者
「入札・契約情報（入札情報ﾎﾟｰﾀﾙｻｲﾄ）」→「入札について（入札・契約制度）」→
「指名停止に関するお知らせ」→「指名停止業者一覧」

平成１９年　４月　１日制定
平成２０年　４月　１日改正
平成２０年　８月　１日改正
平成２２年　４月　１日改正
平成２２年１０月　１日改正
平成２３年　４月　１日改正
平成２４年　１月１０日改正
平成２４年　４月　１日改正
平成２４年１１月１２日改正
平成２５年　４月　１日改正
平成２５年１１月２２日改正
平成２６年　４月　１日改正
平成２７年　４月　１日改正
平成２８年　４月　１日改正
平成２８年　６月　１日改正
平成２９年　４月　１日改正
平成２９年１０月　２日改正
平成３０年　４月　１日改正
平成３０年１０月　１日改正
平成３０年１０月　５日改正
平成３１年　４月　１日改正
令和　元年１０月　１日改正